

# とやま中央会 FAX 情報

2021. 4. 1 発行 №604

## 事業再構築補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の事業再構築を支援することで日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態展開又は事業再構築という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業者等の取組を支援します。

また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し、市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

本事業は、企業組合、協業組合、事業協同組合等も支援の対象となっています。

### 1. 主要申請要件

- a. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- b. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- c. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

### 2. 補助対象者

日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等

### 3. 補助対象事業

「通常枠」、「卒業枠」、「グローバルV字回復枠」及び「緊急事態宣言特別枠」の4つの事業類型があります。同一法人・事業者での応募は、1回の公募につき1申請に限ります。申請後の事業類型の変更はできませんので、申請の際には十分にご検討ください。

### 【通常枠】

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援。

#### a. 補助対象金額

中小企業者等 100万円～6,000万円  
中堅企業等 100万円～8,000万円

#### b. 補助率

中小企業者等 2/3  
中堅企業等 1/2 (4,000万円超は1/3)

#### c. 実施期間

交付決定日～12か月以内

#### d. 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

### 【卒業枠】

事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、3年～5年の事業計画期間内に中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業者等が行う事業

再構築を支援。(すべての公募回の合計で、400社限定)

a. 補助対象金額

6,000万円超～1億円

b. 補助率

2/3

c. 実施期間

交付決定日～14か月以内

d. 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費

**【グローバルV字回復枠】**

事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上をV字回復させる中堅企業等を支援。(すべての公募回の合計で、100社限定)

a. 補助対象金額

8,000万円超～1億円

b. 補助率

1/2

c. 実施期間

交付決定日～14か月以内

d. 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費

**【緊急事態宣言特別枠】**

令和3年の国による緊急事態宣言発令により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む中小企業等に対する支援。

a. 補助対象金額

・従業員数5人以下 100万円～500万円

・従業員数6～20人 100万円～1,000万円  
・従業員数21人以上 100万円～1,500万円

b. 補助率

中小企業者等 3/4

中堅企業等 2/3

c. 実施期間

交付決定日～12か月以内

d. 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

※それぞれ各事業類型における補助対象事業の要件があります。詳細は下記公募要領等をご確認下さい。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

**4. 公募期間(第1回)**

申請受付 令和3年4月15日(木) 予定

応募締切 令和3年4月30日(金) 18:00

**5. 申請方法**

電子申請システムでのみ受け付けます。

申請には原則G Biz IDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。

**6. お問い合わせ先**

事業再構築補助金事務局コールセンター

受付時間 9:00～18:00(土日祝日を除く)

ナビダイヤル 0570-012-088

IP電話用 03-4216-4080

下記のWeb質問フォームでの質問も受け付けています。また、よくあるご質問について、Q&Aを作成・公表しています。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku>

---

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

## ◇ 令和3年度富山県若手・女性商業者グループ元 気プラン支援事業の募集について

富山県では、若手・女性商業者グループが実施する、自らの努力と工夫により実施する商店街の活性化や、にぎわい回復にむけて取り組むプランの実現を支援します。

### 1. 応募対象者

本事業の対象者は次の条件(1)および(2)もしくは(3)を満たすグループ

- (1) 商店街団体等(※)に属する者を含む団体であること。
- (2) 中小小売事業者を含む概ね45歳までの者3名以上が事業に参加しており、かつ参加者の過半数を超えていること。
- (3) 中小小売業者を含む女性3名以上が事業に参加しており、かつ参加者のうち女性の割合が過半数を超えていること。

※商店街団体等とは、事業協同組合、商店街振興組合、商工会議所、商工会、NPO法人、任意団体等

### 2. 補助対象事業

若手・女性商業者グループ等が主導的に企画、実施する、先進的・実践的な商店街活性化事業(ソフト事業・ハード事業)

### 3. 補助対象経費

#### 【ソフト事業】

謝金、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、外注費、雑役務費、その他事業実施上特に必要と認められる経費

#### 【ハード事業】

施設整備費、空き店舗改造費、雑役務費、その他事業実施上特に必要と認められる経費

※詳細は交付要項をご確認下さい。

### 4. 補助限度額等

補助限度額 750千円

補助率 定額

※ただし、市町村補助金(県補助と同額以上)が交付されることが必要です。また、県と市町村からの補助額の合計は、補助対象経費の額の範囲内としま

す。

### 5. 応募方法

下記URLより必要書類をダウンロードし、市町村担当課を通じて県商業まちづくり課まで提出してください。募集期間は令和3年3月24日以降随時受付をしており、予算額に達した時点で募集終了となります。

<https://www.pref.toyama.jp/1306/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/kj00014483.html>

### 6. お問い合わせ先

富山県商工労働部 地域産業支援課 商業活性化係

〒930-8501

富山市新総曲輪 1-7

電話番号 076-444-3253

## ◇ IT導入補助金2021について

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援します。

### 1. 補助対象者

中小企業・小規模事業者等(飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

### 2. 補助対象事業

○通常枠(A・B類型)

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

○低感染リスク型ビジネス枠(特別枠C・D類型)  
新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデ

ルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠（A・B類型）よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

### 3. 補助対象経費

ソフトウェア費、導入関連費、低感染リスク型ビジネス枠（特別枠C・D類型）は上記に加えハードウェアレンタル費等が対象

### 4. 補助限度額等

○A類型

補助率 1/2以内

上限額・下限額 30万円～150万円未満

○B類型

補助率 1/2以内

上限額・下限額 150万円～450万円以下

○C類型

補助率 2/3以内

上限額・下限額 30万円～450万円以下

○D類型

補助率 2/3以内

上限額・下限額 30万円～150万円以下

※詳細は下記公募要項等をご確認下さい。

<https://www.it-hojo.jp/>

### 5. 申請方法

電子申請システムでのみ受け付けます。

申請には原則GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。

### 6. お問い合わせ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

ナビダイヤル 0570-666-424

IP電話用 042-303-9749

## ◇ はしごや脚立を安全に使いましょう！

はしご等からの墜落・転落災害は、墜落・転落災害全体の2割を占め、建設業では、墜落・転落災害の約3割と最も多くなっています。また、建設業以外にも商業、製造業などの職場で多く発生しています。はしご等からの墜落・転落災害が発生すると骨折等の重篤な災害や、長期の療養を要する災害につながりやすいことから、これらの労働災害防止のため、より一層の対策の促進を図ることが重要です。

### 1. はしごを使う前に（8のチェック）

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ボルトがゆがんだり腐食したりしていない
- はしごの上端が、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度が、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止装置）がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

### 2. 脚立を使う前に（10のチェック）

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじやピンのゆるみ、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業しない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

新型定期預金  
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。  
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835